

〒530-8556

大阪市北区曾根崎2丁目2番1号

全国柔整師協会 御中

三鷹市子ども政策部子育て支援課長

子どもの医療費助成事業における自己負担額の撤廃について（お知らせ）

日頃より三鷹市の子育て支援施策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日より、子育てしやすい環境の一層の充実と、子育て家庭の更なる経済的負担の軽減を図るため、義務教育就学児及び高校生等医療費助成事業における通院時の一部負担金（上限200円）を市独自に撤廃します。これに伴い、義務教育就学児及び高校生等医療費助成事業に係る公費負担者番号を下記記載のとおり使用しますので、お知らせいたします。

ご不明な点等がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

<令和5年9月30日診療分まで>

名称		公費負担者番号		自己負担額	対象児童
義務教育就学児 医療費助成 (マル子)	(補助分)	8813	1271	通院1回につき200円(上限) 〔入院・調剤・訪問看護 についてはなし〕	義務教育就学児 (小学1年生から 中学3年生まで)
	(単独分)		4275		
高校生等医療費助成 (マル青)	(補助分)	8913	1270		高校生年齢相当 ※
	(単独分)		4274		

<令和5年10月1日診療分から>

名称		公費負担者番号		自己負担額	対象児童
義務教育就学児 医療費助成 (マル子)	(補助分)	8813	7278	なし ※令和5年10月1日 診療分から適用	義務教育就学児 (小学1年生から 中学3年生まで)
	(単独分)		5272		
高校生等医療費助成 (マル青)	(補助分)	8913	7277		高校生年齢相当 ※
	(単独分)		5271		

※高校生年齢相当・・・15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童

【担当・問合せ先】

三鷹市子ども政策部子育て支援課

手当・医療係 山本・吉田 電話 0422-29-9675